

令和2年4月からの

家庭ごみと資源物の分け方・出し方の変更点

1. 「その他の金属類（月1回のリサイクル）」の区分を廃止し、「不燃物（2か月に1回の不燃物）」にまとめて収集します。

・製品の多様化等により、どちらに出せばよいか迷ったり、金属と可燃物への分解が難しかったりと、住民のみなさんの負担が増してきているため、不燃物としてまとめて収集し、富山地区広域圏リサイクルセンターで機械により破碎分別して再資源化します。

2. 1辺が30cm以上の使用済小型家電も収集します。
ただし、大きくて重いもの（30kgを超えるもの、大人2人で無理なく運べないもの）は、処理施設へ自己搬入をお願いします。
【(例) マッサージチェア、大型健康器具等】

- ・収集するサイズ（各辺30cm以下）を緩和し、不燃物と同じ日に収集します。
ただし、大きくて重いもの（30kgを超えるもの、大人2人で無理なく運べないもの）は、富山地区広域圏リサイクルセンターへ自己搬入するか、収集業者に依頼してください。（収集業者については、ごみ・資源物収集カレンダーに記載がありますので参考にご覧ください。）
- ・使用済小型家電回収のカゴに入らないものは、カゴの外に置いてください。

問い合わせ
住民課 環境地域安全係
電話 076-462-9963